聖 籠 町 議 会 訓 令 第 兀

聖 籠 町 議 会 公 印 規 を 次 \mathcal{O} ょ う に 定 \Diamond る 0

成 + 兀 年

聖 籠 町 議 会議 長 須 貝 龍 夫

聖 籠 町 議 会 公 印 規 程

種 冒

第 は 条 、 聖 籠 町 議 会 及 \mathcal{U} 籠 町 議 会 務 0 局 公

印 \mathcal{O} 規 程 O定 \otimes る ろ ょ る

公公 印 \mathcal{O} 称 等

第 二条 公 印 \mathcal{O} 名 称 ` 体 用 途 及 び 個 は

次 \mathcal{O} と お り と す る。

四	三		_	番公号印	
印 常 任 委 員 長	副議長之印 議会	議長之印	印 籠 町 議 会	名称	
一 正 五 方 形 てん	一 正 方 形 て ん	一 正 八 方 形 て ん	一 正 力 形 て ん	(ミリメ 書	
書	書	書	書	体	
文書 で名をもる も	する文書	る文書もってす	る文書 もってす	用途	
_	_	_	_	個 数	

第 2 第 3 2 六 五. 七 な し第 兀 な な 等 公 条 公 5 公 け 長 公 印 印特 員 議 事 聖 囙 れ 号 印 な 印 れ 動 な 印 \mathcal{O} 長 別 会 務 籠 ば ば 委 印 事 は は 行 運 S 局 町 員 理 な 長 議 営 な な 登 使 都 を 務 ょ 印 長 印 会 形 委 用 度 局 保 う 重 は な 一正 正 成 長 な 管 容 正 五方 五. 五. 方 11 場 11 要 は 器 取 別 方 理 表 形 形 形 な 所 に 扱 \mathcal{O} 事 す 公 以 納 関 11 7 7 7 لح λ λ 項 ベ 印 外 \otimes λ す お 書 書 書 を 7 台 に ` 盗 る り と 名 文 長 す を 委 記 難 事 0 特 \mathcal{O} 帳 持 厳 事 7 す 名 員 て 務 別 載 重 公 5 務 る 文 を 長 委 運 る 局 す 0 印 別 出 に不 は 書 Ł 員 名 営 長 文 0 る 7 を 管 7 記 正 登 守 お 様 7 使 事

し用

は

務

か録式

第 第 議直偽八へれび止七へいよ改は六へと又五 り刻廃 条 公 ` ` 止 印 認 証 議廃 事 のし 拠 公 よ 務 新 長 IF: 7 の申 う局 決 と 長 すは改な 裁 る、 刻け をつ と公等れ審す 受 別 き印 ば 記 け は な な様 ら、文 け式 公 れ第 調 印 ば二 V) な号 改 が原 らう新 刻 な議 なに、又 い書

造条公は使し条公 印 5 開 議 \mathcal{O} な 始 き 長告 又はは示 は、、、) 廃 公公 止 印 印 \mathcal{O} を 期 名 新 日 称 を 告 使 示 用 刻 し区 又 な分は け及廃

第

長ち にに い 印 な 用 た 提公不事 \mathcal{O} 出印正務 事 使局 故い な故用 長 け届 等 は $h \cap O$ ば別 事 な記故 印 ら 様 が の な式あ盗 い第つ難 。 三 た 、 号 と 紛) き 失 をは

第

みは 5 $\subset \mathcal{O}$ 行の 附 の規 す 訓 令 則 施 は に行 基の 平 づ 際 成 V) , て現 +調に 几 製使 年 し用 た中 月 公の 印 公 日 と即 カュ

2

1

別表 (第2条第2項関係)

1	2	3	4
会 町 聖	長 議 聖	長 議 聖	長 委 常
	之会籠	会 籠 副	
印 議 籠	印 議 町	印議町	印員任
5	6	7	
員 運 議	長 委 特	務議聖	
長営		局 会 籠	
印 委 会	印 員 別	印事町	

別記様式第1号 (第4条関係)

公印台帳

公印の名称			公印番	子号		
公印の寸法	タテ	m m	書	体		
	Л Л	m m				
新調•改刻		改刻·	廃 止		理	由
H ₁ &	区分	年 月	年月日		生	щ

別記様式第2号 (第6条関係)

新 調

公印 改刻 届

廃止

年 月 日

議長様

議会事務局長

印

事	項	新訂	調•	改刻	•	廃	止	0)	理	由
公印の名称										
個 数										
新調年月日										
改刻年月日										
廃止年月日										
告示年月日										
備 考										

別記様式第3号(第8条関係)

公印事故届

年 月 日

印

議長様

議会事務局長

下記のとおり公印に事故がありましたのでお届けします。

記

- 1公印の名称
- 2 発生年月日
- 3事故の内容
- 4 事 故 発 生 時 の 公 印 の 保 管 状 況
- 5 その他必要事項